

(案)

みつばすみれ学園・すずらん定期清掃業務委託契約書

社会福祉法人朝霞地区福祉会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、社会福祉法人朝霞地区福祉会複合施設（児童発達支援センターみつばすみれ学園と障害者福祉サービス事業所すずらん）における定期清掃業務（以下「委託業務」という。）の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、業務委託を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 業務委託の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の実施方法）

第4条 乙は、委託業務を本契約書附属の業務委託仕様書等に定めるところにより実施するものとする。

（器具等の使用）

第5条 甲は、委託業務の実施上必要な器具、備品を、乙に無償で使用させるものとする。

2 乙は、前項により使用する器具、備品を、責任を持って良好に管理し、使用しなければならない。

（業務委託料及びその支払）

第6条 業務委託料は次に掲げる金額とする。

委託金額	金	円也
(消費税額及び地方消費税額		円を含む)

2 甲は、委託料を乙の請求により月単位で支払うものとする。なお、乙は、委託業務完了月の翌月10日までに請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の請求書受理後30日以内に乙の指定する銀行等の口座に当該委託料を振り込むものとする。

4 前1項の「消費税額及び地方消費税の額」は、業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。なお、この契約の締結後、消費税法及び地方税法の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合には、業務委託料に相当額を加減して支払う。

(監督員に従う義務)

第7条 甲は、委託業務の履行監督を行う監督員を定め、職、氏名を乙に通知するものとする。

2 乙は、監督員の指示に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約に掛かる権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは抵当に供し、又は引き受けさせてはならない。

(委任又は下請負の禁止)

第9条 乙は、甲の承認を得ないで、委託業務を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(保証人)

第10条 乙は委託業務を履行することができない場合に、自己に代わって自ら委託業務を履行することを保証する他の者を保証人として立てなければならない。

2 前項の保証人は、この契約に係る委託業務履行保証人として甲が相当と認める者でなければならない。

(保証人の責務)

第11条 保証人は、乙がその責務を履行しない場合において、その履行をなす責を負うものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(3) 銀行取引を停止されたとき。

(4) 前各号のほか、この契約の条項、又はこれに基づく仕様書に違反したとき。

(5) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 保証人との契約その他の契約（以下「保証人との契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を保証人との契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該保証人との契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（損害賠償）

第13条 乙は、前項の規定による契約の解除により甲に損害が生じたとき、又は委託業務の履行に関し自己の責に帰すべき事由により甲の管理する建造物、器物等に損傷を与えたときは、直ちに原状回復を行うとともに、損害賠償が必要とされるときは、損害賠償を行わなければならない。

（過怠金）

第14条 乙において契約履行不実があったときには、甲は乙に対し委託料を支払う際に、履行不実の程度に応じ、その事実の生じた月分の支払予定額の一部又は全部の金額を過怠金として控除することができる。

（個人情報保護）

第15条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この委託契約による業務の実施に当たっては、本契約書付属の個人情報取扱特記事項に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（乙の業務従事者の損害に対する措置）

第16条 乙は、委託業務の履行に関し生じた乙の委託業務従事者の災害については責任を持って措置するものとし、甲は何ら責任を負わない。

（乙の法令上の責任）

第17条 乙は、委託業務従事者に関して、労働基準法等労務関係法令上発生する一切の責任を負わなければならない。

(経費の負担区分)

第18条 委託業務の履行に係る経費のうち、甲が負担するものは次の各号に掲げるものとし、その他の経費は一切乙が負担するものとする。ただし、特記仕様書に負担区分が明記してあるものについては、それぞれその定めるところによる。

- (1) 電気、水道の料金及び排水処理費
- (2) 空調機の使用に要する燃料費

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第19条 乙は、乙又は保障人との契約等の相手方が、この契約又は当該補償人との契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、保証人との契約等の相手方に対し、当該保証人との契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(定めのない事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、甲、乙誠意を持って協議し、決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を所有する。

令和8年 4月 1日

甲（委託者） 埼玉県志木市下宗岡1丁目23番1号
社会福祉法人朝霞地区福祉会

乙（受託者）